

第 93 号議案 令和 2 年度一般会計補正予算

令和 2 年 6 月 福岡県議会定例会議案 その 1  
第 7 回



目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
93	令和2年度福岡県一般会計補正予算（第2号） .....	1



# 一 般 会 計



第 93 号議案

令和 2 年度福岡県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,441,828 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,943,821,459 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 5 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		17,501,977	△ 2,279	17,499,698
	1 使用料	9,583,317	△ 429	9,582,888
	2 手数料	7,918,660	△ 1,850	7,916,810
9 国庫支出金		232,582,970	20,550,050	253,133,020
	1 国庫負担金	98,929,494	283,406	99,212,900
	2 国庫補助金	127,477,465	20,285,389	147,762,854
	3 委託金	6,176,011	△ 18,745	6,157,266
10 財産収入		2,422,780	△ 3,361	2,419,419
	1 財産運用収入	1,900,351	△ 3,361	1,896,990
12 繰入金		30,855,375	970,407	31,825,782
	2 基金繰入金	27,191,906	970,407	28,162,313
14 諸収入		166,998,959	△ 4,289	166,994,670



	7 雑 入	7,937,577	△ 4,289	7,933,288
15 県 債		222,815,300	△ 68,700	222,746,600
	1 県 債	222,815,300	△ 68,700	222,746,600
<b>歳 入 合 計</b>		<b>1,922,379,631</b>	<b>21,441,828</b>	<b>1,943,821,459</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,040,236	△ 7,863	3,032,373
	1 議 会 費	3,040,236	△ 7,863	3,032,373
2 総 務 費		59,987,847	909,573	60,897,420
	1 総 務 管 理 費	22,584,780	17,779	22,602,559
	2 企 画 費	14,506,771	924,584	15,431,355
	3 徴 税 費	15,693,853	△ 20,363	15,673,490
	4 市 町 村 振 興 費	1,945,639	△ 3,023	1,942,616
	6 防 災 費	1,463,764	△ 6,095	1,457,669

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 統計調査費	3,087,001	△ 2,139	3,084,862
	8 人事委員会費	250,337	△ 1,071	249,266
	9 監査委員費	348,152	△ 99	348,053
3 保健費		239,579,933	1,811,903	241,391,836
	1 保健企画費	8,801,028	689,850	9,490,878
	2 健康対策費	11,158,392	△ 12,257	11,146,135
	3 生活衛生費	7,485,443	549,317	8,034,760
	4 医薬費	13,250,524	440,600	13,691,124
	5 医療介護費	185,659,539	△ 6,647	185,652,892
	6 高齢者支援費	13,225,007	151,040	13,376,047
4 環境費		3,273,054	25,095	3,298,149
	1 環境費	3,273,054	25,095	3,298,149
5 生活労働費		171,178,048	18,594,173	189,772,221
	1 県民生活費	8,825,125	△ 117,621	8,707,504

	2 福祉企画費	3,524,796	11,304	3,536,100
	3 児童家庭費	59,801,279	22,823	59,824,102
	4 障がい者福祉費	47,485,376	419,593	47,904,969
	5 生活保護費	34,688,394	17,038,496	51,726,890
	6 社会福祉費	10,534,036	△ 4,802	10,529,234
	7 労働企画費	1,807,177	77,546	1,884,723
	8 職業訓練費	3,935,732	△ 455	3,935,277
	9 失業対策費	339,069	1,147,289	1,486,358
6 農林水産業費		63,584,203	140,396	63,724,599
	1 農林水産業企画費	8,327,580	△ 28,004	8,299,576
	2 農業費	11,881,992	134,263	12,016,255
	3 畜産業費	3,083,627	△ 2,433	3,081,194
	4 農地費	17,773,533	△ 91	17,773,442
	5 林業費	14,720,372	48,423	14,768,795
	6 水産業費	7,797,099	△ 11,762	7,785,337

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		180,302,548	△ 9,907	180,292,641
	1 商 業 費	170,410,338	15,285	170,425,623
	2 工 鉱 業 費	6,481,538	△ 15,844	6,465,694
	3 観 光 費	3,410,672	△ 9,348	3,401,324
8 県 土 整 備 費		158,123,945	△ 9,591	158,114,354
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,070,417	△ 770	4,069,647
	2 道 路 橋 り よ う 費	64,074,080	△ 3,134	64,070,946
	4 港 湾 費	3,656,682	△ 6,620	3,650,062
	5 都 市 計 画 費	18,595,721	△ 886	18,594,835
	6 住 宅 費	6,321,173	1,819	6,322,992
9 警 察 費		128,977,401	△ 132,566	128,844,835
	1 警 察 管 理 費	125,198,399	△ 93,701	125,104,698
	2 警 察 活 動 費	3,779,002	△ 38,865	3,740,137
10 教 育 費		324,582,514	121,445	324,703,959

	1 教育総務費	39,515,464	△	103,736	39,411,728
	4 高等学校費	63,763,599		58,920	63,822,519
	5 特別支援学校費	20,789,625		11,333	20,800,958
	6 社会教育費	3,826,773		41,270	3,868,043
	7 保健体育費	2,466,192	△	55,154	2,411,038
	8 大学費	4,319,771		4,725	4,324,496
	9 私立学校費	58,706,103		15,341	58,721,444
	10 青少年費	3,673,682		148,746	3,822,428
12 公債費		226,470,838	△	830	226,470,008
	1 公債費	226,470,838	△	830	226,470,008
<b>歳出合計</b>		<b>1,922,379,631</b>		<b>21,441,828</b>	<b>1,943,821,459</b>

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	3,012,400	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和2年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	2,981,200	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和2年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
生活労働施設整備事業費	1,931,300				1,927,100			
農林水産施設整備事業費	368,900				363,900			
警察施設整備事業費	4,009,400				3,981,100			
<b>計</b>	<b>222,815,300</b>				<b>222,746,600</b>			